市営住宅・改良住宅の入居者募集 (指定入居日4月1日)

募集住宅名・号数・間取り=

- ①2人以上の世帯向け住宅(単身者不可)
- ・片桐東団地 F棟301号(3階・3LDK)
- ・西田中町地区小集落改良住宅20号(2階建・3LDK)
- ・西田中町地区小規模改良住宅B-50号(2階建・3LDK)
- ②単身者も応募可能な住宅(※他に要件あり)
- ・片桐東団地B棟102号(1階・2LDK)
- · 片桐東団地F棟102号(1階·2LDK)、103号(1階2LDK★)
- ・片桐東団地G棟103号(1階・2LDK★)
- ※単身者の応募要件等の詳細は入居申込案内をご覧く
- ※★印の住戸は、体の不自由な人向けで、一般的な住 戸より段差が少なくなっております。詳しい入居要 件は入居申込案内をご覧ください。
- 家賃・敷金=家賃は、住宅の大きさや入居者の収入な どによって、金額が異なります

敷金は入居時家賃の3カ月分です

設備特記事項=浴槽・給湯器は設置済です

照明器具、ガスコンロ等の設置・維持管理は自己負 担となります

入居申込案内書の配布及び申込受付期間=2月1日(火)~ 15日(火)8時30分~17時15分(土・日曜、祝日は除く)

受付場所=住宅課(市役所3階302番窓口)

※郵便での申込は受け付けません。※申し込みは1世帯1戸 に限ります。※今回募集する全ての住宅に給湯器・浴槽 が設置されています。※申込時、印鑑(判子)が必要です。

申込資格= (①~⑤全て該当する人のみ)

- ①夫婦(指定入居日から3カ月以内に婚姻予定者を含 む)・親子を主体とした家族。両親の片方とだけ同居す るなど、世帯を不自然に分割した申し込みはできませ ん。ただし、60歳以上の人や身体障害者手帳の交付 を受けている人など、単身で申し込むことが可能な場 合もあります。詳細は下記へ問い合わせてください。
- ②市内に住んでいる(外国人は外国人登録済みの人)または、 市内で働いている人で、住宅に困っている人(例外あり)。
- ③基準収入(月額)が15万8千円以下であること(例 外あり)。
- ④入居予定者または入居予定者と現に同居し、もしく は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- ⑤本市住宅条例等に違反したことがないこと。
- ※詳しくは、「入居申込案内」をご覧ください。
- ※公開抽選は、2月18日(金)10時から市役所4階 404会議室で行い、結果を当日中に住宅課前に掲示 します。落選された人への結果の通知は行いません。

詳細・問合せ=住宅課(内線643・644)

■くらしのインフォメーション

ひとりで悩まないで

わたしたちに 『相談ください



不用品だけを買取る 約束だったのに・・!

大和郡山市消費者センター ☎ 53-1583 (直通) 相談受付 月~金曜日 9時~16時

【事例】

「要らなくなった靴や洋服を買い取りま す|と不用品の買取り業者から電話があり、 家に来ることを了承した。しかし、訪れた担 当者は靴や洋服に目もくれず「指輪やネッ クレスはないのか | と貴金属を出すよう何 度も要求してきた。早く帰ってほしいので、 仕方なく安価で売ってしまった。

(70歳代 女性)

「断捨離」や「終活」などで不用品の処分を考 えているという話をよく聞きます。事例のよう に、当初は「靴や洋服」と言いながら、最終的に 「貴金属」を要求してくるケースはめずらしくあ りません。なかには「威圧的な態度で要求され 怖い思いをした」という相談も寄せられます。 法律では消費者が買取りを承諾した物品以外の ものを勧誘してはいけないことになっていま す。また購入業者が突然、消費者の自宅を訪問 することも禁止されています。事前に電話など で訪問の承諾を得ることや、買取りする物品の 種類を確認することが定められています。また 買取りを断ったにもかかわらず、勧誘を続ける ことも禁止されています。

訪問購入はクーリング・オフができます。し かし、契約と同時に物品を引き渡してしまうと、 購入業者がすぐに第三者に売却してしまった場 合、クーリング・オフをしても、返還されない ことが考えられます。そのため、消費者はクー リング・オフ期間である8日間は購入業者に対 して、物品の引き渡しを拒むことができます。 本当に買い取ってもらう必要があるのかを冷 静に考えるためにも、契約後すぐに物品を引き 渡さず、手元に置いておくことができることも 知っておきましょう。